

中京大学研究データ管理ポリシー

2025年2月19日制定

中京大学(以下「本学」という。)は、建学の精神のもとに定める中京大学の理念に基づき、学術とスポーツ、研究と教育の創造的調和を旗じるしに多様で豊かな学術成果を生み出すことをめざしている。

更なる学術成果の創出及び広く社会との連携・貢献するためには、適切な管理と公開によるデータの利活用が必要不可欠である。そこで本学は、研究データの適切な管理(保存・公開などを含む。以下同じ。)を推進することを目的とし、研究データ管理ポリシーを以下のとおり定める。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指す。

(研究データの管理)

2. 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認め、研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データの管理を実施する。

(研究データの公開)

3. 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な範囲で社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

(大学の責務)

4. 本学は、研究者が行う研究データの管理を推進するための環境を整備する。

(その他)

5. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

附 則

本ポリシーは、2025年2月19日から施行する。

2024年12月18日

中京大学研究データ管理ポリシー 解説

研究振興委員会

(前文)

中京大学(以下「本学」という。)は、建学の精神のもとに定める中京大学の理念に基づき、学術とスポーツ、研究と教育の創造的調和を旗じるしに多様で豊かな学術成果を生み出すことをめざしている。

更なる学術成果の創出及び広く社会との連携・貢献するためには、適切な管理と公開によるデータの利活用が必要不可欠である。そこで本学は、研究データの適切な管理(保存・公開などを含む。以下同じ。)を推進することを目的とし、研究データ管理ポリシーを以下のとおり定める。

研究データの管理(保存・公開などを含む。以下同様。)が求められる背景には、研究不正防止及びオープンサイエンス推進の2つがある。そのため、研究データの管理には、研究不正防止のための研究データの管理とオープンサイエンス推進のためのものがある。

研究活動を通じて収集・生成される研究データを適切に管理することは、研究不正防止の観点からも有効であり、本学の研究者による学術成果の価値を守るために必要不可欠である。また、それらを適切な形で公開し、利活用することは、学術の更なる発展や研究成果の社会還元観点からも求められている。そこで、本学は研究データの適切な管理を推進するため本ポリシーを定めることとした。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする「**研究データ**」とは、本学における研究活動の過程で**研究者**によって収集又は生成された情報を指す。

「研究データ」

「研究データ」とは、研究過程、あるいは研究の結果として収集・生成されるデータを指す。デジタルか否かは問わない。また、収集又は生成したデータのみならず、それらを解析、加工して作成したデータも含まれる。研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される具体的なデータには、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。また、加工過程に着目すると、「生データ」、「加工データ」、「二次データ」、「最終データ」等のタイプがあり、データ種別に着目すると、「数値データ」、「テキストデータ」、「画像データ」、「音声データ」、「データベース」、「ソースコード」等のタイプがある。

研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中に

これらを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象となる。

「研究者」

本ポリシーが対象とする「研究者」とは、本学の専任の大学教員のみならず、本学において研究活動に従事する者をいう。なお、学生であっても、研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

他機関(大学、民間企業、その他機関)に所属する研究者等との共同研究等を本学において実施する場合、他機関に所属する研究者等を、それらの者が所属する機関との協議の上、本ポリシーにおける「研究者」に含めることができる。

(研究データの管理)

2. 本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの管理を行う権利と責務を有していることを認め、研究者は、研究データの価値を守るため、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って研究データの管理を実施する。

「研究データを収集又は生成した研究者」

研究データの管理については、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の判断を尊重することが妥当である。一方で、研究データの完全性・正確性・追跡可能性の確保等、研究データの適切な管理は、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の責務でもある。

以上のことから、研究データの管理を行う権利と責務は、原則として、当該研究データを収集又は生成した研究者が有することとする。

他機関(大学、民間企業、その他機関)に所属する研究者等と共同研究等を実施する場合は、本ポリシーの趣旨を踏まえ、研究データの管理に関する権利と責務の所在を契約等において明確にしておくことが望ましい。

研究者は自身が退職、卒業等により**本学での**研究活動を終了し、本ポリシーの対象外となる場合は、研究データを適切に破棄すること、研究データを適切に保管する権利や責務を本学の他の研究者に委譲することができるものとする。ただし研究データを破棄・委譲する際には、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等による条件や制限等(発表論文等の根拠となる資料保管期限等)に反しないよう留意すること。

「研究データの管理」

「研究データの管理」とは、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を

指す。研究プロジェクトが行われている間の日々のデータの取扱方法のみならず、どのようにデータを取り扱っていくかの計画(Data Management Plan)の策定、研究プロジェクトが終わった後、そのデータをどうするかといった長期的なデータの取扱いも含む。

(参考) JPCOAR「RDM トレーニングツール」における定義

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/34>

「それぞれの研究分野の特質を踏まえ」

「研究データの管理」に対する考え方は、研究分野によって異なることが考えられる。本学は総合大学であり、研究分野及び研究者が多様であることから、研究データの管理に関して一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針等を踏まえ、研究データの管理を実施する。

研究データの管理において考慮すべき研究分野の特質には、研究対象・研究手法の性質に加えて、研究成果物の出版・提供・利用に関する分野ごとの慣行が含まれる。

「法的及び倫理的要件」

「研究データの管理」に当たっては、記録された媒体の性質、個人情報・プライバシーに該当するかなどの内容の性質、データ提供者の公開・秘匿に関する希望などのデータの特質を十分に考慮しなければならない。

(研究データの公開)

3. 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な範囲で社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

「法的及び倫理的要件」

研究者は、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守しなければならない。例えば以下のような研究データについては公開してはならない。

- ・個人情報、著作物など、法的に保護される研究データ
- ・機密保持等の観点から公開に制限がある研究データ
- ・契約によって制限が課せられた研究データ
- ・安全保障輸出管理の対象になっている研究データ
- ・倫理的要件等から公開に適しない研究データ
- ・公開により第三者の利益を害する恐れがある研究データ 等

「可能な範囲で」

本ポリシーは、研究分野とデータの性質上、研究者の意思や事情を尊重し、必ずしも管理しているすべての研究データの公開を義務付けるものではない。研究データの公開において、研究者にはオープン・アンド・クローズ戦略に基づく戦略的な判断が求められる。例えば、研究成果の社会実装に向け知的財産として保護が必要な研究データを公開することは、オープン・アンド・クローズ戦略として適切ではない。

「公開」

本ポリシーにおける「公開」とは、アクセス制限なくだれでも利用を可能とする「一般公開」とアクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」を指す。

研究データの公開方法、公開範囲、公開条件、ライセンス等については、研究者自身が決定することができる。ただし、契約等において別段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

研究データの公開に当たっては、FAIR原則にのっとることが望ましい。

(参考) FAIR原則

Findable : 発見可能性

Accessible : アクセス可能性

Interoperable : 相互運用可能性

Re-usable : 再利用可能性

NBDC 研究チーム(訳) FAIR原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)(2019)

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

(大学の責務)

4. 本学は、**研究者が行う研究データの管理を推進するための環境**を整備する。

「研究データの管理を推進するための環境」

研究者が適切な研究データの管理を実現するために必要な具体的な支援として、以下のようなもの考えられる。

- ・適切な研究データの管理に資する研究データ管理基盤の提供
- ・機関リポジトリ等の研究データ公開基盤の提供
- ・本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開の推進のための啓発及び支援
- ・研究データの管理及び公開に際して留意すべき、法令、契約、本学が定める規程に関する情報の提供
- ・研究データに関連する知的財産の保護に関するアドバイス、共同研究契約における研究デ

ータの扱いに関するアドバイス等、法務に関する支援

(その他)

5. 社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

「見直し」

研究データの管理、公開及び利活用のあり方は、社会や学術状況の変化による影響を受けることから、本ポリシーは、適宜見直しを図ることが必要である。